

1. 概要

2. マレチマルチクームとは

マレチマルチクームの現状

3. マレチマルチクーム制限 の必要性

4. 米・中・韓ではどうか

5. 制限の例外の必要性

出典：特許庁HP

<https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kijun-wg/document/16-shiryou/01.pdf>

テープコード

--	--	--

マルチのマルチはいけません。

特許出願（36条5項、6項）

- 5 第2項の特許請求の範囲には、請求項に区分して、各請求項ごとに特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない。この場合において、一の請求項に係る発明と他の請求項に係る発明とが同一である記載となることを妨げない。
- 6 第2項の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。
 - 一 特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること。
 - 二 特許を受けようとする発明が明確であること。
 - 三 請求項ごとの記載が簡潔であること。
 - 四 その他経済産業省令で定めるところにより記載されていること。

特許法施行規則 24条の3（特許請求の範囲の記載）＝実施規4条

特許法36条6項4号の経済産業省令で定めるところによる特許請求の範囲の記載は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 請求項ごとに行を改め、一の番号を付して記載しなければならない。
- 二 請求項に付す番号は、記載する順序により連続番号としなければならない。
- 三 請求項の記載における他の請求項の記載の引用は、
その請求項に付した番号によりしなければならない。
- 四 他の請求項の記載を引用して請求項を記載するときは、
その請求項は、引用する請求項より前に記載してはならない。

- 五 他の二以上の請求項の記載を択一的に引用して請求項を記載するときは、
引用する請求項は、他の二以上の請求項の記載を択一的に引用してはならない。

NEW

特許出願（37条）

二以上の発明については、経済産業省令で定める技術的関係を有することにより発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するときは、一の願書で特許出願をすることができる。

特許法施行規則 25条の8（発明の単一性）

- 1 37条の経済産業省令で定める技術的関係とは、二以上の発明が同一の又は対応する特別な技術的特徴を有していることにより、これらの発明が单一の一般的発明概念を形成するように連関している技術的関係をいう。
- 2 前項に規定する特別な技術的特徴とは、発明の先行技術に対する貢献を明示する技術的特徴をいう。
- 3 第1項に規定する技術的関係については、二以上の発明が別個の請求項に記載されているか单一の請求項に択一的な形式によって記載されているかどうかにかかわらず、その有無を判断するものとする。

テープコード

--	--	--

【特許請求の範囲】の記載例

【請求項1】芯の色が黒色以外の色であることを特徴とする色鉛筆

【請求項2】軸の一端に消しゴムが装着されていることを特徴とする請求項1に記載の色鉛筆

【請求項3】芯の色が赤色であることを特徴とする請求項1又は請求項2に記載の色鉛筆

【請求項4】軸の断面形状が多角形であることを特徴とする請求項1～3のいずれか1項に記載の色鉛筆

〈マルチマルチクレームの禁止〉

請求項1は独立項であるが、請求項2、3及び4は従属項である。

そして、請求項3はマルチクレームと呼ばれ、請求項4はマルチマルチクレームと呼ばれる。R 4.4.1以降、マルチマルチクレームは禁止される。

~~<オープンクレームとクローズドクレーム>~~

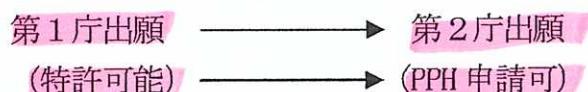
- ①「AとBを含むX」…オープンクレーム ②「AとBからなるX」…クローズドクレーム

	メリット	デメリット
①	権利範囲が広い	拒絶され易い
②	拒絶されにくい	権利範囲が狭い

<PPH>

特許審査ハイウェイ (PPH: Patent Prosecution Highway) は、各特許庁間の取り決めに基づき、第1庁（先行庁）で特許可能と判断された発明を有する出願について、出願人の申請により、第2庁（後続庁）において簡易な手続で早期審査が受けられるようする枠組みです。

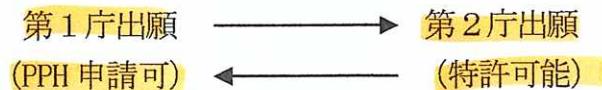
パリ優先権



PPH は、出願人の海外での早期権利化を容易とすると共に、各特許庁にとって第 1 庁（先行庁）の先行技術調査と審査結果の利用性を向上し、審査の負担を軽減・質の向上を図ることを目的としています。

このほかに、PPH の逆バージョンの PPH MOTTAINAI や、国際調査見解書や国際予備審査報告において特許性が肯定された PCT 国際出願の請求項について早期審査を受けられる PCT-PPH が存在します。 パリ優先権

パリ優先権



テープコード

--	--	--